

# くらしセーフティネットくろしお進捗状況 (地域生活支援拠点)

1 広報やいづによる周知

4月1日号による周知

2 事業所説明会の開催

対象 市内全事業所  
期間 7月16日から7月28日まで  
内容 拠点概要、予防対応について

3 短期入所事業所との協定

対象 大井川寮、あおい荘、高麓、福聚荘、  
小規模多機能ホーム「池ちゃん家」焼津

4 予防登録制度運用開始

登録者数 1名  
主障害 知的

## 協定書（案）

### （目的）

第1条 この協定は焼津市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和 年 月 日制定）の規定により、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）がその主たる介護者である家族等の急病又は事故等により居宅等での生活を維持できなくなった場合に、緊急一時的に指定短期入所事業所への入所をさせることによって、当該障害者等を一時的に保護する（以下「緊急一時保護」という。）ため、地域での連携強化を図ることを目的とする。

### （市の責務）

第2条 市は、緊急一時保護する必要性が高い障害者等を事前に把握することに努め、当該障害者等が適切に指定短期入所事業所に入所できるよう、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「指定特定相談支援事業所等」という。）との連携を図り、事前に指定特定相談支援事業所等が緊急時の受入先となる指定短期入所事業所との連絡・調整を行うことについて、必要な支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者等が指定短期入所事業所に入所した際に、適切な支援が受けられるよう、当該障害者又は障害児の保護者の申請に基づき、体験利用においても介護給付費等の支給決定を行うものとする。
- 3 市は、緊急一時保護により必要となった短期入所又は日中一時支援等のサービス支給量が、支給決定している支給量では不足する場合において、障害者又は障害児の保護者の変更申請に基づき、速やかに変更支給決定を行うものとする。

### （指定短期入所事業所の責務）

第3条 指定短期入所事業所は、障害者等の緊急一時保護の受け入れに当たって、指定特定相談支援事業所等との事前の連絡・調整を行い、体験利用等を通して障害者等の入所時における支援が適切に行えるよう態勢を整えておくよう努めるとともに、当該事案が発生した場合にあっては、速やかに障害者等を受け入れるように努めるものとする。

2 指定短期入所事業所は、緊急短期入所受入加算及び定員超過特例加算の主旨を踏まえ、定員超過での緊急一時保護が可能となるよう、設備等の整備に努めるものとする。

本協定書を2通作成し、双方1通保有するものとする。

年 月 日

焼津市長

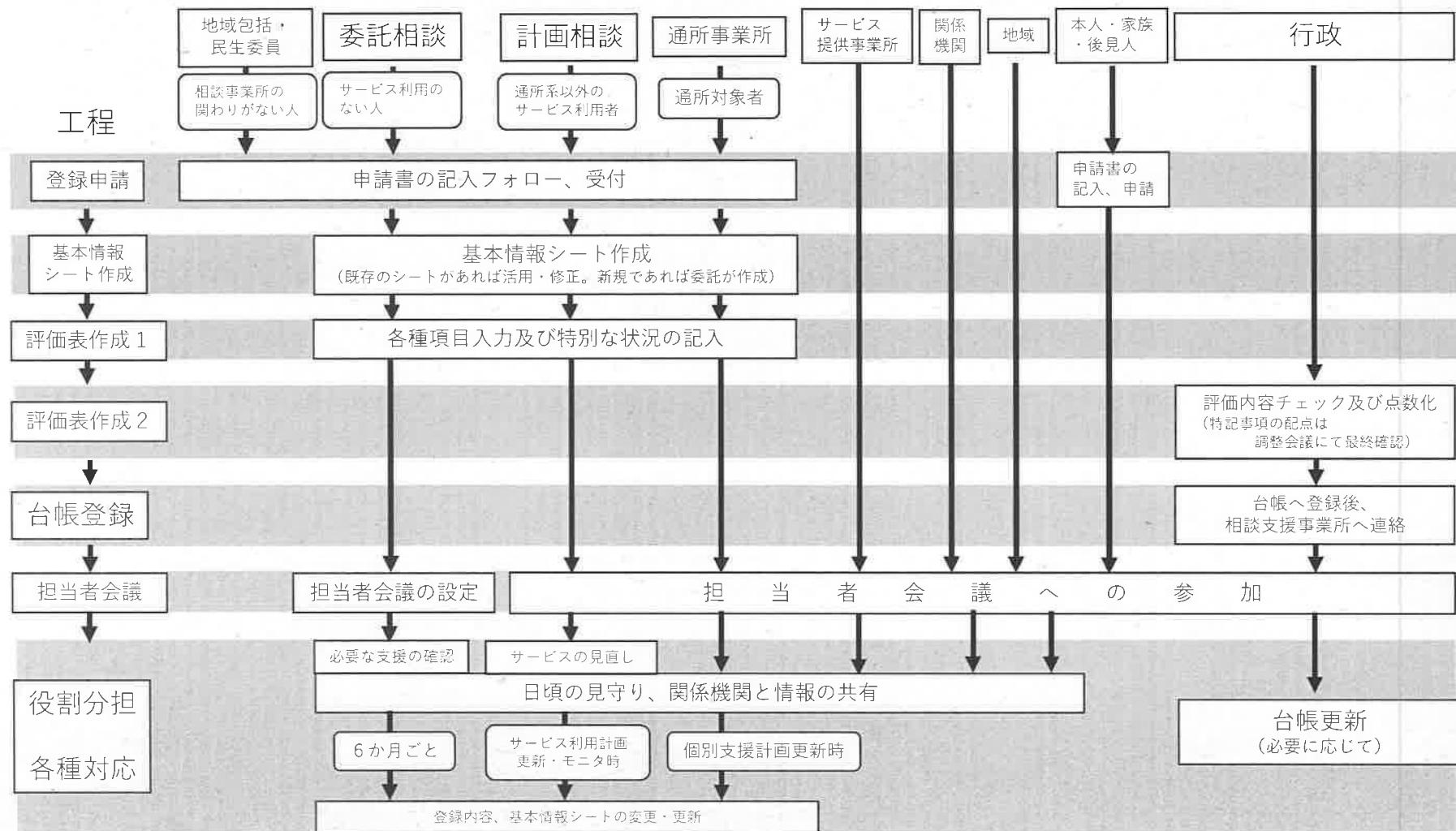
代表者

事業所名( )

# 1 - 1 相談（予防登録）

予防登録			
項目	内容	備考	
事業内容	障害者、またはその家族の高齢化による未来の不安や、何らかの理由による突然の介護者不在発生等の不安がある方を、登録制による把握を行い、事前にリスクマネジメントをするもの。		
対象者	焼津市内に住所を有する障害者		
対応内容	<p>【登録者に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担当者会議による関係機関の情報共有・支援方法検討・役割分担</li><li>・必要な障害福祉サービス等の利用体験</li><li>・成年後見制度利用支援</li><li>・民生委員や地域住民等への協力依頼</li><li>・金銭管理体制確保のための支援</li></ul>		
令和3年度 の対応	令和3年度は、委託相談対象者のみを対象とし、今後段階的に対象範囲を広げていくものとする。		

# 予防登録システム工程表



## くろしお（地域生活支援拠点）緊急度評価票

(新規・変更)

提出年月日 令和 年 月 日

氏名		性別	男・女	生年月日	( 38 歳)
身体障害者手帳 知的障害者療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	級 A 1 · B 級	障害の名称 及び診断名	最重度精神発達遅滞		

聴取年月日 令和 年 月 日

※下記について該当する箇所に記入又は○を付けてください。

I 本人の状況	障害支援区分6	障害支援区分5	障害支援区分4	障害支援区分3	障害支援区分2	障害支援区分1	障害支援区分なし
評価点	60点	50点	40点	30点	20点	10点	0点

## II 介護者の状況

主たる介護者（本人との関係）	母						
介護者なし	60点						

介護者あり	1 同居 別居の別	別居 0点	同居 20点				その他状況・ 考慮すべき理由
	2 主たる 介護者の年齢	80歳以上 30点	70~79歳 20点	60~69歳 10点	50~59歳 5点	49歳以下 0点	
	3 主たる 介護者の健康状態	週3回以上通院 15点	週1回通院 10点	隔週通院 5点	健 康 0点		
	4 主たる 介護者の介護度	障害重度、療育A 精神1級、 要介護3以上 30点	障害中度、療育B 精神2級 要介護1・2 20点	障害軽度 精神3級 要支援 10点	なし 0点		認知機能の低下がみられる が、本人及び家族の自覚無し
	5 本人以外に 介護等を 必要とする 家族の有無	障害重度、療育A 精神1級、 要介護3以上 30点	障害中度、療育B 精神2級 要介護1・2 20点	障害軽度 精神3級 要支援 10点	なし 0点		母の生活の支援が必要
	6 他の介護者 の有無	なし 20点	あり 0点				

III 障害福祉サービスの利用状況	利用なし 20点	通所系のみ利用あり	短期入所若しくは居宅介護利用あり
		10点	0点

IV 特別な状況 又は上記評価項目に反映されない事項	(具体的な内容) 最高60点 主たる介護者である母は、健康状態は良好であるが、認知機能の低下があり本人の介護を行えていない状況にある。また、本人は外部との繋がりが全く無い状況にあり（10年程部屋から出でていない）母が不在となった場合、生活が成り立たない。そのため早期の介入の必要がある。	40点
-------------------------------	--	-----

$$\text{I 本人の状況 } 60 \text{ 点} + \text{II 家族の状況 } 80 \text{ 点} + \text{III 利用の状況 } 20 \text{ 点} + \text{IV 特別な状況 } 40 \text{ 点} = \text{合計 } 200 \text{ 点}$$

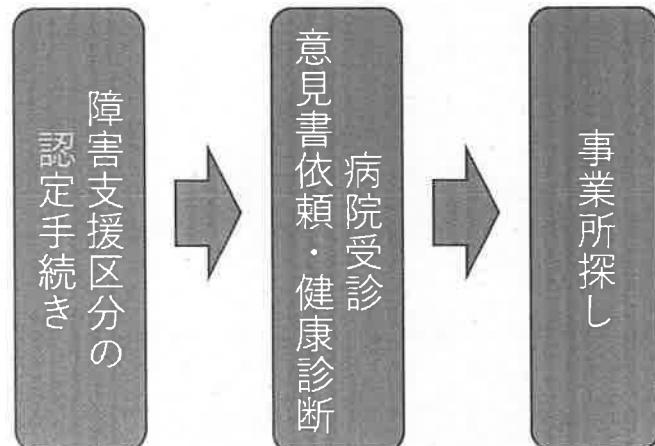
## 予防登録制度対応状況

問題点	想定される必要な支援	1 本人は最重度精神発達遅滞（療育A）であり、さらに特性が強く自身での生活環境の整備は不可能	2 主たる介護者である母は、認知機能の低下等により介護能力及び生活能力が著しく低い
		3 主たる介護者である母が不在となった際には本人の生活は成立しない	4 生保受給中であるが、家賃滞納が有るなど金銭管理の必要もある



早急な対応が必要

まず、サービス利用できるまでの状態を整える必要がある



### POINT

- ・本人の特性が強く、受け入れには専門性が必要なため、サービスは問わず本人に合った所を選択する
- ・支援機関に繋がるまでの間、委託相談によるアセスメント及び必要な支援を行う。（訪問、同行、安否確認 等）
- ・母への支援も必要であるため、包括支援センターへ支援依頼。  
また、家庭単位での支援が必要となるため、障害・介護・生保担当との協働